

## 今回のテーマ : 「民法改正『相続編』の概要」

今回のテーマは、40年ぶりに見直される民法の「相続編」についてです。

高齢化が進む社会の中で、残された配偶者の保護や相続を巡るトラブルを防ぐことを目的としています。本年3月13日に国会に提出され、早ければ来年以降順次施行される見通しです。

内 容	現 行	改正案
配偶者の居住権を保護する制度	遺産分割の結果、配偶者が自宅に居住することができない場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者は遺産分割が確定するまで、自宅に無償で居住し続けることができる。</li> <li>・「所有権」とは別に、「配偶者居住権」を創設する。これにより、所有権が第三者の手に渡っても、配偶者は自宅に居住し続けることができる。</li> </ul>
配偶者への贈与を保護する制度	特別受益の計算上、配偶者に贈与された自宅は、原則相続財産とみなされる。	婚姻期間が20年以上の夫婦であれば、配偶者に自宅を遺贈・贈与した場合、相続財産の対象とはならない。
預貯金の仮払制度	相続財産となる預貯金は、相続人全員の同意がなければ、遺産分割が終わるまでの間払戻しができない。	<p>預貯金の一定金額<sup>(※)</sup>について、相続人による単独での払戻しを認める。</p> <p>(※)預貯金の額×1/3×法定相続分</p>
自筆証書遺言	自筆証書遺言は全文を自書しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産の一覧を示す「財産目録」は、パソコンによる作成を認める。</li> <li>・自筆証書遺言を法務局で保管できる制度を創設する。この場合、家庭裁判所による「検認」の手続きは不要である。</li> </ul>
相続人以外の貢献を考慮する制度	相続人以外の者（息子の妻等）は、被相続人の介護等に尽力した場合であっても、相続財産を取得できない。	相続権のない親族が、介護等によって相続財産の維持等に貢献した場合は、相続人に対して金銭の支払いを請求することができる。